

【通知預金規定（証書）】

1.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) 「定期預金等・通知預金共通規定」第7条（解約等）第1項から第8項の規定による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を第3条（預金の解約）第1項により当金庫がお客様からの据置期間中の解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、および「定期預金等・通知預金共通規定」第7条（解約等）第1項から第8項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1千円とします。

3.（預金の解約）

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、据置期間中の解約はできません。
- (2) この預金を解約するときは、預金証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

4.（定期預金等・通知預金共通規定の適用）

この預金には、本規定の他「定期預金等・通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上